# 資料１

## 北海道 Society5.0 推進会議「データ利活用ワーキンググループ」
## 開催要領

**１　目的**

本ワーキンググループは、「北海道 Society5.0 推進会議」開催要領第４条の５に基づき、「北海道 Society5.0 推進会議」の下に設置し、「北海道 Society5.0」の実現に向け、今後、一層重要となるデータ利活用を推進するために必要な施策や取組について、産学官が連携・協働して検討を行うことを目的とする。

**２　名称**

本ワーキンググループは、「データ利活用ワーキンググループ」と称する。

**３　検討事項**

(1) 道内におけるデータ利活用の推進に向けた課題の整理に関すること。
(2) データ利活用の推進に向けて必要な施策や取組に関すること。
(3) その他、データ利活用の推進に向けて必要な事項に関すること。

**４　構成及び運営**

(1) ワーキンググループのリーダーは、総合政策部次世代社会戦略局長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
(2) 総合政策部次世代社会戦略局長は、本ワーキンググループを招集し、主催する。
(3) 総合政策部次世代社会戦略局長は、必要に応じ、リーダーと協議の上、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(4) リーダーは、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

**５　議事等の公開**

(1) 本ワーキンググループは、非公開とする。ただし、リーダーが適当と認めるときは傍聴を許すことができる。
(2) 議事は非公開、議事要旨、資料は公開とし、一部資料は非公開とすることができる。

**６　その他**

(1) 本会議の庶務は、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課が行う。
(2) この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、総合政策部次世代社会戦略局長がリーダーに協議の上、ワーキンググループに諮って定める。

**附則**

この要領は、令和６年７月１８日から施行する。
この要領は、令和３年６月１６日から施行する。